

岩手県告示第324号

森林病虫害等防除法第7条の3第1項の規定による岩手県防除実施基準(平成19年岩手県告示第260号)を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部森林整備課、県南広域振興局農林部、県南広域振興局一関総合支局農林部及び農林センター並びに関係市役所及び町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也